

第9章 在宅における援助をどう行うか

在宅援助の目的は、虐待の未然防止もしくは再発防止を図りながら、子どもの健全な成長のために家族の生活を援助することである。そのために、子どもの安全確認と安全確保を図りながら、親子の良好な関係を築き安定させるための取組が必要である。

1. 在宅援助の基本的考え方と方法

(1) 在宅援助の条件

虐待が生じている家庭において子どもを分離せず在宅で援助していくためには、その前提として以下のような条件が必要である。

- ① 子どもの安全についての重大・深刻な危険が否定されるか、子どもの安全についての問題が軽微である。
- ② 関係機関間で「在宅で援助していく」ことが可能であるとの共通認識がある。
- ③ 家庭内にキーパーソンとなり得る人がいる。
(少なくとも面接等により信頼できる人物であると判断できる。)
- ④ 子どもが幼稚園や学校、保育所などの所属集団へ毎日通っており、継続的に子どもの状況確認が可能であるか、保護者が子どもの状況確認に協力することが十分に期待できる。
- ⑤ 保護者が市区町村、児童相談所の指導に従う意思を示し、定期的に相談機関に出向くか、民生・児童委員（主任児童委員）、家庭相談員、保健師、福祉事務所職員、市区町村職員、児童相談所職員等の、援助機関の訪問を受け入れる姿勢がある。

以上の各要件のいずれかが欠ける場合には、アセスメントを強化しながら在宅指導の妥当性を検討し、引き続き子どもの安全と養育改善についての支援方針を検討することを関係機関の共通認識としなければならない。

(2) 在宅援助の種類

在宅における援助としては以下のような内容が考えられる。

① 市区町村が行う在宅援助

ア. 継続指導

継続指導は、支援が必要な子どもや保護者等を通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法で、継続的にソーシャルワークやカウンセリング等を行う。ケース検討会議でその必要性、方法及び担当者等について検討する。カウンセリングを実施する場合は、医師や保健師、臨床心理士等との連携を検討する。経過は児童記録票に記載し、指導集結の際はケース検討会議において十分な検討を行う。

イ. 施設を退所した子どもへのアフターケア

施設を退所した子どもについて児童相談所からの連絡を受け、子どもが新しい生活環境の下で安定した生活を継続できるように、相談や定期的な訪問等を行うとともに、保護者等に対しても精神的な支援や経済的な支援を行い、家庭の抱える問題

の軽減をはかることで、子どもの生活環境の改善に努める。

また、児童相談所が児童福祉司指導等によって主体的に援助している場合にも、児童相談所と十分に連携を図り、児童相談所のアフターケアをサポートする。また、児童相談所による援助が終了した後の継続的な支援体制についても検討する。

② 児童相談所が行う在宅援助

児童相談所の在宅指導は、事例に応じて児童福祉司指導措置または継続指導、あるいは児童委員指導や児童家庭支援センター指導などのいずれかの対応をとることとなるが、特に、市区町村から送致された事例や児童相談所が行動の枠組みを示す必要がある事例は、児童相談所自らが児童福祉司指導措置をとること。その場合、児童委員指導や児童家庭支援センター指導をあわせてとることは差し支えない。

ア. 児童相談所における児童福祉司指導と継続指導の異同

児童福祉司指導は「複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う」事例に行われる指導措置になるため、問題の慢性化・複合化する事例などの問題解決のために、関係機関との役割分担のもとに専門的な知識と技術を要する在宅指導にとられる。児童福祉司指導は通所指導や訪問指導によって行い、保護者の主体性を尊重するだけでは子どもの福祉が図れず行動の枠組みを示す必要のある事例に実施する。

継続指導は「複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行う」事例に行われる任意の指導であり、一般的に虐待行為を認め、また、問題解決意欲のある保護者など、児童相談所への相談意欲があり、信頼関係ができていない事例の在宅指導にとられる。

以上のことから、保護者が虐待の事実を認知しており、かつ保護者自信が自らの養育態度をどのように改善すればよいかといった点で援助を求め、相談関係が成立しているような場合には継続指導とすることが考えられる。一方、保護者に不適切な養育の自覚はあるものの、保護者の改善に向けた姿勢があいまいであったり、法的枠組みを示すことが効果的であると考えられる様な場合には、積極的に児童福祉司指導等の指導措置をとる。

なお、施設入所措置を解除する場合には、少なくとも6か月間は児童福祉司指導等の措置をとる。(第10章参照)

イ. 児童福祉司指導の留意点

児童福祉司指導、児童委員指導などの児童福祉法第27条第1項第2号(同法第26条第1項第2号)の指導措置の場合、指導決定通知書の指導事項欄には具体的に指導事項を記入し、内容を十分に説明した上で、指導決定通知書を手渡すかまたは送付すること。なお、児童福祉司指導など児童福祉法第27条第1項第2号措置について、子どもやその保護者の意向と一致しない場合には、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないことに留意する。(児童福祉法施行令第32条)

児童虐待防止法第 11 条第 1 項には「児童虐待を行った保護者について児童福祉法第 27 条第 1 項第 2 号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない」と、法律上「児童虐待を行った保護者」の児童福祉司指導の指導内容が明文化されている。また児童虐待防止法第 11 条第 2 項には「児童福祉法第 27 条第 1 項第 2 号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない」と指導を受ける義務を規定し、児童虐待防止法第 11 条第 3 項には「都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けよう勧告することができる」と指導に拒否的な保護者に都道府県知事の指導勧告ができることとなっている。

さらに児童虐待防止法第 11 条第 4 項には「保護者が当該勧告に従わない場合」は、当該保護者の子どもの一時保護、強制的児童福祉施設入所措置などを講ずることとし、同法第 11 条第 5 項には「保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合」は、親権停止・喪失の申立てをすることとなっていることに留意する。

なお、同法第 13 条には、都道府県知事は児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が執られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第 27 条第 1 項第 2 号の措置が採られた場合において当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くこととしている。

(3) 在宅援助に伴う危険性

在宅援助の方針を採用する場合は、(1) で述べたように虐待の程度が比較的軽微で、子どもの安全確認が継続的に可能であって、在宅により親子の関係修復や養育改善のための支援をすることが子どもの最善の利益にかなうと判断できる場合である。しかし一方で、家族の変化は予想以上に早く、いつのまにか虐待が深刻化していたり、保護者が援助に対して拒否的になる場合も決して珍しくない。したがって、在宅による援助には常に危険性が伴う点に留意しなければならず、リスクマネジメントが適切に組み合わされている必要がある。虐待が深刻化していることに気づいた場合は、それまでの援助関係にとらわれず、子どもの安全を第一に優先して保護を実施する必要がある。

【家族状況の変化への臨機応変な対応】

虐待事例は、些細な環境変化などのため虐待の再発に繋がることもある。

たとえば、家族の「夫婦喧嘩してしまった」「夫に離婚を宣告されてしまった」「離婚した夫に復縁を迫られる」「新しい男性と同居することになった」「子どもが言うことを聞かない」「子どもが金銭を持ち出すことが発覚した」「子どもが可愛く思えなくなってしまった」「日常的に協力してくれた祖父母と喧嘩してしまった」などの出来事が起こりえる。問題は状況の変化に臨機応変に、また、適時的確に対応する相談援助体制にある。

(4) 援助指針策定の留意点

在宅援助における援助指針の策定に当たっては次の点に留意する必要がある。

- ① 援助指針の策定に際しては、可能な限り子ども及び保護者・親族等の当事者の参画を求める。
- ② 援助指針は、子どもの年齢、心身の状況、発達の状況等を勘案して、具体的な短期目標の設定及び中長期目標の設定に努め、再評価についても子どもの成長や変化に合わせて定期的に行い、援助指針を見直す。
- ③ 在宅援助を行うには、主担当機関の担当者に加えて、さまざまな関係機関が連携・協力して行うことになるので、それぞれの機関の役割、到達目標を方針に明示し、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等において協議する。あわせて、主担当機関を児童相談所から市区町村に移す時期等の見通しを検討する。

ア. 子どもの所属機関の役割

在宅援助においては、保育所・幼稚園や学校などの子どもの所属機関の協力が大切である。

一般に子どもの所属機関に対しては、通告受理時の情報収集などですでに接触があることが多いが、在宅での援助に当たっても、これらの機関との連携が不可欠である。その際には、所属機関は保護者の養育を支援する立場に立ち、保護者と敵対関係にならないように注意を促すことが必要である。

子どもの所属機関の役割は以下のように考えられる。

- (ア) 子どもにとって安全な場所の提供
- (イ) 子どもの心身、家庭状況の把握と変化の観察
- (ウ) 家庭と違う価値観の提供
- (エ) 子どものストレスの軽減、子ども同士の人間関係の形成、大人との信頼関係の形成
- (オ) 保護者とのコミュニケーションの確保

イ. モニターの機能

学校、保育所等の所属機関や民生・児童委員（主任児童委員）など、日常的に子どもや家庭に接触が可能な機関・関係者は、日常的で細かな援助を行うと同時に、

緊急の場合には専門機関に連絡又は通告する役割（モニター）を担う必要がある。このように関係機関・関係者で連携を取りながら対応していくためには、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議において、モニタリングの役割を担う機関・関係者とモニタリングすべき項目を確認しあっておくことが重要である。

モニターの役割を担う機関・関係者は、当該ケースに、状況の変化が起きていないか、子どもの安全が危機的状況になっていないか、等を日常のかかわりや定期的な訪問等を通じて確認するものとし、必要に応じて市区町村や児童相談所に連絡するとともに、連携を図りつつ対応するものとする。

【効果的なモニタリングへの配慮】

家庭訪問とともに、保育所、学校などでの「見守り」（モニタリング）や助言は子どもの変化を経過観察し、養育を支援する上で重要である。しかし、「見守り」（モニタリング）については、それを依頼する側と依頼される側の共通理解なく実行されると非常に曖昧なものに陥る危険性がある。

実際、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議の際、「見守り」あるいは「普段と異なる様子があれば、市区町村に連絡」することとなり、そのむねを関係機関に依頼することがある。しかしその細部を聞くと「具体的な留意事項は話していません」もしくは「夜間、休日などの緊急時の連絡先は伝えていません」などと、「見守り」（モニタリング）を依頼する側は「分かるだろう」と思い込んでおり配慮を欠く場合がある。しかし、依頼される側は注意深い観察を意識するものの、子どもの身体に異変や普段と異なる様子を発見した場合、即時、連絡を取る、子どもに事実確認するなどの作業が曖昧になることがある。

モニタリングの依頼は「続けて2日以上欠席した場合、すぐに市区町村の児童家庭相談窓口で連絡をお願いします」又は「子どもの身体に痣、打撲痕などを発見した場合、即時、児童相談所に連絡をお願いします」などと具体的にモニタリングの内容、期間、対応方法、留意事項などを伝えなければならない。

(5) 具体的な援助の方法

具体的な援助方法としては問題解決のための通所主体の援助と、経過観察目的の家庭訪問主体の援助とがあるが、家族の抱える問題の態様や援助の目的に応じて、それらを組み合わせて実施することとなる。以下では治療的なかかわりと社会的サービスの利用について特に述べる。

① 治療的な観点での定期的な通所

子ども虐待や不適切な養育は家庭内の様々な要因によって起こるため、家族の努力だけでは改善は困難であり、専門家による援助や治療が必要となる。その場合、市区町村や児童相談所以外にも精神科クリニックや民間のカウンセリングルーム、各種相談室などの活用も考えられる。

具体的な援助方法としては、次のようなことが考えられる。

ア. 保護者に対する医学的治療や心理療法、自助グループなど

イ. 子どもに対する遊戯療法等の心理療法など

ウ. 家族全体に対する家族療法

なお、これらの治療は、効果が目に見えて現れるまでに時間がかかり、通っているからといってすぐに虐待行動がなくなるわけではない。また治療者同士の連携を十分に行わないと、虐待をする保護者に関係者が振り回されることにもなりかねない。要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等の場で、支援・治療の進捗状況を常に把握して情報を共有し、注意すべき課題を確認し合うことが重要である。

虐待を行う保護者自身が過去に自分が虐待され、そのトラウマに苦しんでいる場合も多い。そのような場合、精神科クリニックや自助グループなど保護者に寄り添って援助する機関の活用も検討する。

【保護者の主体性を重視した通所対応】

虐待行為は認めるものの、保護者の立地条件などのため平日日中の来所には拒否的な保護者もある。必要なことは、保護者の主体性と定期的継続的に相談援助する規則性を確保することである。保護者の居住地・勤務時間・乳幼児の育児・祖父母の介護などの家庭事情のために来所困難な場合、居住地の市区町村児童家庭相談窓口、福祉事務所、保健センター、教育相談センターなどの面接室を利用して、家族面接を継続することも有効である。また、定期的継続的面接を実行するため、夜間・休日の面接をせざるをえないこともある。しかし、問題解決のための保護者等の主体性を導くためには、例えば2回に1回程度は平日に児童相談所もしくは市区町村の関係機関の面接室に「来る」ことを習慣にするなどの取組みも必要である。

② 家庭への支援や地域の子育て支援事業の活用

第2章でも述べたように、保護者側のリスク要因として、家庭が抱えている生活課題や保護者の育児に対する不安やストレスなどがある。このような生活課題や不安・ストレスを解消するためには、経済的問題の解消や家庭環境整備を支援すること、養育支援訪問事業や地域子育て支援拠点事業を活用すること、あるいはショートステイや保育所の一時保育等の子育て支援事業を活用すること等が有効と考えられるため、多機関と連携しながらこれらの事業の積極的な活用を検討する。

子ども虐待が生じる家庭の複雑な問題に適切に対応していくためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要である。

このため、関係機関等により構成され、保護を必要とする子ども等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関の支援体制を整える必要がある。

(6) 進行管理(ケースマネジメント)

子どもの虐待や不適切な養育への支援においては、多くの関係機関の連携に基づく長期的な援助が必要となるが、関与する関係機関が多くなればなるほど責任の所在が不明確になりがちで、

互いに援助の進捗が見えなくなってしまうことも少なくない。

- ① 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等の場において、主担当機関を確認し合うとともに、調整機関が援助の進捗状況を見定め、必要に応じて調整を行うという進行管理（ケースマネジメント）を行うことが極めて重要である。

また、進捗状況に関する情報が連携し合っている各機関から常に当該主担当機関に入るシステムを、個別ケース検討会議等を通じて構築しておくことが肝要である。

さらに、要保護児童対策地域協議会の調整機関は、すべてのケースについて進行管理台帳を作成することとし、実務者会議等の場において、定期的に（3か月に1回程度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針等について、チェックする。

- ② 児童相談所が担当している在宅の虐待事例については、状況の変化等をフォローするため、すべてのケースについて、援助方針会議や児童相談所内で定めた進行管理会議あるいはスーパーバイザー等の進行管理によって、定期的に状況を確認し、所内での進行管理（ケースマネジメント）を徹底しなければならない。
- ③ 「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を活用し、子どもの所属機関から定期的に出欠状況等の連絡をもらう。
- ④ 再虐待が疑われる場合には、速やかに子どもの所属機関等から連絡が入る体制を整え、市区町村や児童相談所は虐待通告と同様の時間ルールに基づいて、直接子どもの安全確認を行うこと。

(7) 在宅での援助を効果的に進めるために

個別事例の問題背景は百人百様のため援助内容の決定においては、虐待のリスクアセスメントと家族の生活歴・性格・行動特性・家族親族関係などの家族アセスメントを担当者の恣意的判断に委ねることなく組織的判断によって行う。

虐待防止のための家族療法、コモンセンスペアレンティング（CSP）、合同ミーティング、サインズ・オブ・セーフティ・アプローチなどのプログラムが存在するものの、問題は当該家族が個別カウンセリングまたはプログラムのステージに参加するための動機付けの創意工夫にある。虐待事例の家族は問題が膠着化したり、保護者が問題解決を拒絶することもある。市区町村や児童相談所などの相談機関は保護者の性格・思考パターンなどを見極め、地道に継続的に話を聞くことや保護者に対するねぎらいに努め、保護者が改善意欲を持てるような援助に取り組まなければ問題解決に結び付くことは難しくなる。以下に在宅援助を効果的に進めるための配慮について述べる。

① 援助方針の明確化

相談援助の際、援助方針の明確化は実際の相談援助活動に大きく影響する。たとえば、日常的に「子どもの安全・安心を最優先に援助します」などと使われることがある。しかし「子どもの安全・安心を最優先に援助します」とは具体的に「どのような作業をするのか」もしくは「どのような取り組みをすれば、子どもの安全・安心に結び付くのか」などの目的と目的達成のための方法（手段）を十分に説明しなければ、子ども、保護者には市区町村や児童相談所などの相談機関の存在が分かり難く、相談援助を受け入れ難くなる。

家族には虐待に至る背景（経過）があり、孤立したり、被害的になるのにも理由がある。裏切られる、非難されるなどを繰り返し経験した家族は第三者の介入に防衛的に反応することもある。

問題の常態化する家族は「どうせ、責められるだけだ」などと絶望感と徒労感を抱きがちである。型どおりの「家族を支援します」などの抽象的な表現は「どんな状況になるのか」などの将来的な具体的な像が見通せなくなるところがあるため、市区町村や児童相談所などの相談機関は子どもの安全確認と安全確保とともに、家族の話を聴き取りながら信頼関係に基づき対人援助を行い、具体的に数週間、数か月後を見通せるような課題設定を提示する。

② 援助方針説明の留意点

市区町村や児童相談所などの相談機関は、家族に援助方針の理解を求めなければならない。曖昧な援助方針の説明は、在宅指導開始後、保護者の「そんな話は聞いていなかった」などの問題に発展する危険性がある。

在宅援助の口頭説明の際、相談援助する側は「伝えること」と「伝わること」は異なることを認識し、確実に保護者に「伝わる」言い回し（伝え方）に留意しなければ、相談援助する側の一方通行に留まることになりかねない。また、保護者を刺激することを避けようとするあまり婉曲的・抽象的に伝えると、具体的に「何をするのか」が伝わらなくなることがある。たとえば、在宅での援助を実施していても一時保護の必要性が考えられる事例には、「虐待が疑われると判断した場合、児童相談所はお子さんを一時保護することがあります」などと、事前に伝えるべきことは明確に伝える姿勢を貫くことが重要である。

(8) 一時帰宅中と家庭復帰後の在宅援助(第10章をあわせて参照のこと。)

① 児童福祉施設入所中の子どもの一時帰宅中の在宅援助

児童福祉施設入所（里親等委託措置）中の子どもの一時帰宅は親子関係修復の重要な段階になるものの、虐待再発に留意して取り組まなければならない。「被虐待児童の一時帰宅等への適切な対応について」（平成13年12月12日 雇児総発第58号・雇児福発第72号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・家庭福祉課長通知）には、以下のような指摘がされていることに留意する。

ア. 一時帰宅は、家族関係の修復や再構築の機会である一方で、重大な危険を伴う可能性があることから、施設長は保護者の生活状況、面会や外泊時の様子、児童の意向等について十分配慮し、児童相談所とも協議の上、特に、時期及び期間について慎重に判断すること、また、保護者に対し一時帰宅中に生じやすい問題の理解と対処の仕方等について適切な助言を行うこと。

イ. 施設及び児童相談所は、役割を明確にした上で、保護者との連絡や家庭訪問を行う、民生・児童委員、主任児童委員等との連携を図るなど、一時帰宅中の児童と保護者の状況把握に努めること。

なお、児童相談所と児童福祉施設もしくは里親等は、日常的に面会、一時帰宅などの親子関係の評価と、一時帰宅中の在宅指導の役割分担を検討し、積極的に家庭訪問などを実施する。

② 家庭復帰後の在宅援助

一時保護もしくは児童福祉施設入所・里親委託中の子どもの家庭復帰の際、家庭復帰半年間は虐待再発の可能性が高く、定期的継続的相談援助を要する。

「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付雇児総発第0314001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知）には、

ア. 保護者援助によって児童虐待のリスクが逡減して家庭復帰ができたとしても、当面の期間は、当該家庭の状況の変化を即座に把握し、対応するために継続した援助を続けることが必要であり、一定期間（少なくとも6か月間程度）は、児童福祉司指導措置等又は継続指導を採るものとする。

イ. 児童相談所は、市町村（要保護児童対策地域協議会）と役割を分担して、家庭訪問のタイミングや回数、子どもが所属する機関の役割等に関して統一的な対応方法を共有するとともに、児童相談所が当該事例のケースマネジメントを担うことを明確にしておく。

また、市町村の援助機関では、養育状態が悪化した場合の統一的な対応方法を共有し、状態の変化が起きれば躊躇なく実行する。

ウ. この期間、当該家庭の経過が良好であれば、児童福祉司指導措置等を解除し、その後の対応を市町村に引き継ぐこととする。

と指摘されていることに留意して支援する。

③ 家庭復帰後の子どもの安全確認と安全確保

虐待事例の家庭復帰後の在宅援助は、加害者である保護者と同居するため、一層の配慮を行わなければならない。そのため、要保護児童対策地域協議会などの関係機関の複眼的モニタリングが必要不可欠になる。

「措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について」（平成24年11月1日付雇児総発1101第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）には、児童福祉司指導措置等又は継続指導中の事例において、「もとより、児童が家庭復帰した場合には、関係機関と連携の上、当該家庭の状況や児童の安全についての確認を継続的に行い、家族構成や養育環境の変化を的確に捉え、状況の変化を踏まえた援助方針の再検討を行うほか、必要に応じ一時保護や再度の入所措置等についても検討することが必要である。このため、ガイドラインの別表「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」（※）や貴自治体におけるアセスメントシート等により、家庭復帰を決定した時点の当該家庭の状態から、家族構成や養育環境に変化が生じるなどしていないか確認すること。」とあり、上記の指摘事項のとおり、定期的に養育状況をアセスメントし、必要があれば適時適切に子どもの一時保護などを実行する。

※ 「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付雇児総発第0314001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知）中の別表「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」

- ④ 一時保護所や児童福祉施設からの退所や施設からの一時帰宅の場合の要保護児童対策地域協議会との連携

一時保護所や児童福祉施設から家庭に復帰する場合には、退所前から、児童相談所、市区町村の要保護児童対策地域協議会の関係機関、児童福祉施設等と、退所のタイミングを含めて協議をする。(詳しくは第10章参照。)

2. 関係機関との連携による支援

- (1) 子どもの虐待問題では、担当者一人あるいは、1職種では判断しない。

虐待対応の際、一人で判断することは禁物である。児童相談所や市区町村ともに常に組織的判断を行い、方針を定めることが必要である。在宅で援助する場合にも、原則として複数対応をする。主たる援助者が長年家族と援助関係にある場合、虐待行為が再発しても客観的な判断ができなかったり、別の相談(たとえば不登校問題や障害問題など)ですでに関わっていると、虐待が発生しても新たな情報に基づいたアセスメントがなされず、見過ごされる場合がある。「子どもを保護者から分離することは避けるべき」と援助者が思いこむと、事実の重大性を直視できないことがある。「人は誰でも、一人で判断すると、経験に頼ったり、思い込んだり、間違えることも出てきやすい」ことを忘れず、ともすればプラスの情報に寄りかかって楽観論に陥りやすいことを認識しておくべきである。

- (2) 虐待発生・再発予防のための在宅支援は要保護児童対策地域協議会を活用する。

援助の基本は、担当者が家族と一対一の信頼関係を構築していくことであるが、虐待における援助は担当者だけで行うのではなく、担当者が要保護児童対策地域協議会を構成する多機関連携の支援ネットワークの一員として機能することではじめて効果を発揮する。したがって、担当者は、子どもに関係する保健、保育、学校、医療機関などに加え、福祉事務所の生活保護担当者や手当関係の担当者、障害福祉関係者、司法関係など、子どもの関係機関と大人の関係機関が互いに連携し、いわばチームワークで支援をする必要性を認識しておく必要がある。日頃から要保護児童対策地域協議会を活用するという意識を高めておくことが重要である。

- (3) 子どもや家族に直接かかわる関係機関は、自分がどのような役割を担当するのかを、援助開始から当事者である子どもや家族に説明する。

在宅の援助を進めていく過程で、保護者が拒否的になる場合がある。その際には、援助者の役割や援助の方針を相手が理解してくれているかどうかを振り返ることが重要である。

支援に拒否的になる場合には、

- ① 機関の説明が明確でなかったかもしれない。
- ② 保護者がすでに機関に対する思いこみや誤解を持っているかもしれない。
- ③ 複数の機関が訪問していて面倒だと思っているかもしれない。
- ④ 指導される関係が苦手で、保護者はその関係からのがれたいと思っているかもしれない

⑤ 知られたくないことが起こっていてそれを隠そうとしたかもしれない（すでに虐待行為が発生している場合もある）

などの仮説を立てて検討することが大切である。

①～④の場合には、個別ケース検討会議を開くなどして、援助の内容や方法等を再検討し支援関係を見直すことも必要である。⑤の可能性があり、養育者が子どもに合わせようとしなない場合、関係機関で子どもの安全確認ができる方法を検討し、必要に応じて児童相談所の立入調査などを検討することが必要となる。

(4) 地域の社会資源を活用した支援により、養育環境を改善する。

① 保護者とともに目標をたてながら支援する

在宅での援助は、中期・長期目標にあわせた取組みが必要である。例えばネグレクト家庭の場合には親の養育能力が障害やアルコール依存などのゆえに低下することもあるため、長期に日常生活の支援を継続させる必要がある。その際、支援目標や課題を保護者と一緒に立てることで、保護者の問題意識を高めていく。また支援関係を通じて、保護者の障害者手帳取得、医療機関利用、職業紹介、法律相談、住宅相談など様々な社会資源を活用し、保護者や家族に見通しを持たせることで虐待の重症化を避けることが重要である。児童相談所の心理検査や発達診断を適宜利用したり、一時保護利用、ショートステイ利用などを子どもの状況により在宅援助の一つとして活用する。

② 具体的な支援を導入する場合の配慮

ヘルパーなどの社会資源を利用することが効果的だと判断しても、実際に利用するのは家族である。したがって、関係機関の担当者と連携しながら、保護者の動機づけに努め、利用につなげるように工夫することが重要である。個別ケース検討会議や実務者会議で必要性を確認しても、単に保護者に対して言い置くだけでなく、関係機関が丁寧に社会資源やサービスにつなげていくことが大切である。また、主担当機関はサービス提供者をねぎらうことや、効果が出ているかどうかについても検討し、関係機関にフィードバックすることが大切である。

3. 要保護児童対策地域協議会の活用

(1) 情報の集約

ケースに直接かかわる関係機関は、要保護児童対策地域協議会の調整機関に情報や子どもの様子や変化（最近気になる傷がある、子どもの様子が暗い、家に帰りたがらなくなった、急に成績が落ちてきた、落ち着きなく粗暴になっているなど）や家族の変化（妊娠、離婚・再婚、失業などストレスとなる出来事が発生）について伝えておき、さらにどのように支援を展開するかを協議する。情報の集約機関を確認して、情報が伝わらないことや漏れることを避けなければならない。また緊急の場合には、児童相談所へ連絡をするなど、対応方針をあらかじめ統一しておく。

連携は、「伝える」ことから始まるが、一方的に伝えて終わりではない。「連携」は互いに協力

して同じ目的をもつことであり、責任を共に担うという意識が大切である。「伝え、つなぎ、ともに考えていく作業」を行わなければならない。

また、子どもや保護者にかかわる関係機関は必要に応じて調整機関に個別ケース検討会議開催を要請することができる。調整機関は、関係機関同士の食い違いがないかを把握し、食い違いがあれば調整したり、個別ケース検討会議を招集して方針変更をするなどを働きかける。

(2) 個別ケース検討会議のあり方

個別ケース検討会議において見たて（リスクも含めた総合的なアセスメント）を共有したうえで、支援の課題を協議する。子どもの虐待対応で情報の共有や課題の明確化が強調されるのは、関係機関により子どもの安全に関する認識が異なると、子どもの命にかかわるからである。そのため関係機関で共通のアセスメントシートを利用することが必要である（表1参照）。

会議の方針を協議するにあたっては、保護者や子どもの意見・思いを十分に理解した上で援助指針を検討し、関係機関で役割を分担していく。主担当機関及び主たる援助者（子どもや保護者に直接かかわり、関係がとれている人）を決定するものの、関係機関の担当者それぞれが自分のやるべきことを認識し、連携することが大切である。個別ケース検討会議終了時には必ず、役割分担を再度確認しておく。

支援が長期にわたる様なケースでは、定期的に会議を設定しておくことも方法の一つである。継続的な支援の場合には、主たる援助者（直接子どもや家族に関わりの強い人）の負担が大きくなるので、援助者をねぎらい支えるためにも定期的に個別ケース検討会議を開催する。また、主たる援助者がケースを抱え込まないように、調整機関が状況を把握することも重要である。

主たる援助者が学校の場合には、学校内で支援チームを設定しておくことが大切である。担任だけや生活指導担当教員だけなど一人が分担すると負担感が増してしまう場合もある。そうならないため、学校内での多職種連携（校長、教頭、担任、生活指導、養護教諭、学童保育担当者、校医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）による事例会議を開催し、役割分担をしておくことが大切である。これは医療機関における院内虐待対策委員会や、保育所などでも同様である。関係機関は所属する機関内での支援を分担することが必要であり、市区町村や児童相談所はその旨を助言することが大切である。

(3) 実務者会議における進行管理

要保護児童対策地域協議会では、市区町村と児童相談所のケース全体の支援状況を把握しておく必要がある。進行管理会議では、支援状況と子どもが安全・安心に暮らしているのかを確認することを中心とする。進行管理会議は実務者会議で実施されることが多いが、ケース数が多い場合など、実務者会議の部会や他の会議を設定して実施するなどの工夫をしている自治体もある。また、進行管理会議は3か月に一度開催することとされている。

進行管理会議で確認すべきポイントは以下の点である。

- ① 前回からの支援の状況や家族の動き
- ② リスクレベルの変化
- ③ 今後の取り組み方針

④ 主担当機関の確認などである。

進行管理を行う会議への外部スーパーバイザーの導入は参加機関間の調整や支援方針の助言のために有効である。

支援の膠着状態が続いているとか、リスクが高まっていると考えられる場合には、個別ケース検討会議の開催を検討する。

(4) 進行管理事例の検討内容

① 新規事例の場合

新規事例の場合には、集めた情報からどういった虐待防止のための援助を実施しているか、あるいは関係機関はどういった動きをしているのかを報告する。

虐待の種類と重症度及び不明点を明らかにしつつ、今後どういう支援が必要なのか情報を得ていく。調整機関を中心に、リスクを含めたアセスメントを念頭に、安全の確認と子どもや保護者のニーズ把握をポイントに会議を進行する。

虐待に陥っている背景に、保護者の社会的孤立や疾病、失業などがストレス要素となっている場合がある。したがって新規事例検討では虐待再発防止と発生予防の観点から、リスクの把握、保護者にサポートがあるかどうか、支援が得られる可能性、今後の個別ケース検討会議の必要性の有無、主担当機関の確認（市区町村か児童相談所か）をしておく。精神的な落ち込みが激しい場合の精神科医療関係者と連携をするなど、関係機関と連携する必要性についても明らかにする。

② 継続事例の場合

継続事例は、重症度やリスクの変化がポイントとなる。重症度が軽度であっても、リスク要因が増加してストレス傾向になっていないかどうかを把握する。養育者が孤立している場合には、親への支援を誰がどのように実施するのか、子どものニーズ把握ができているのか、社会資源利用や継続的な支援がされているかどうかの視点から進行管理をする。経済的な問題では、生活保護や年金、手当等の担当部署との連携を進めることを検討する。養育支援訪問事業実施についても実施把握や効果をフィードバックさせる。継続事例が増加している場合は、進行管理の工夫が必要になる。また、在宅援助期間が長引くと、担当者が交代する場合もあるため、事例の「主担当機関」については常に確認する。

③ 進行管理会議終了後に参加機関のすること

進行管理を行う会議終了後、関係機関職員は協議された事例について、所属機関に持ち帰り協議内容を伝える。進行管理を行う会議に関係機関から出席している責任者は、自分の機関のケースマネジメントをする役割もある。

(5) 終結事例について

進行管理会議において終結事例を協議する。終結にあたっては、関係機関と共にリスクアセスメントシートに基づく丁寧なアセスメントを実施して、その適否を判断する。要保護児童対策地域協議会で事例を終了としても、子育て支援や学校などの機関が引き継ぐことがある。記録には終了の理由を記載しておく。

(6) 転居家庭のひきつぎの確認

進行管理会議の利点は、子どもや家族の動きが共有できる点である。例えば、子どもの転入状況が把握できれば、出席機関は早めに情報を把握することができ、支援方針や個別ケース検討会議の必要性を確認しあえる。転出についても、参加機関が知っておくこととともに、転出先自治体へ迅速かつ丁寧に引き継ぎを行うことが重要である。(転居に伴う引き継ぎについては、第1章8. 参照。)

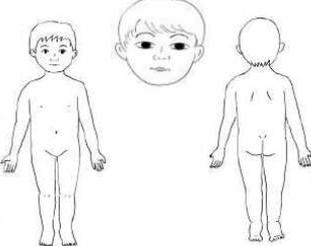
【参考通知】

- 「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」(平成24年11月30日付雇児総発1130第1号雇児母発1130第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長母子保健課長通知)
- 「措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について」(平成24年11月1日付雇児総発1101第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)
- 「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」(平成23年7月27日雇児総発0727第1号、雇児福発0727第1号、雇児母発0727第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長・家庭福祉課長・母子保健課長通知)
- 「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」(平成23年7月27日雇児総発0727第4号、雇児母発0727第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知)
- 「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成22年3月24日雇児発0324第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
- 「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」(平成22年3月31日雇児発0331第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
- 「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」(平成20年3月14日雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)
- 「被虐待児童の一時帰宅等への適切な対応について」(平成13年12月12日 雇児総発第58号・雇児福発第72号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・家庭福祉課長通知)

表9-1. アセスメントシート例

アセスメントシートを活用する目的は、子どもの安全性の把握と、家族への支援につなげることにあるので、「日常生活でどのようなことで困っているのか」をみる立場から考えることがポイントである。本アセスメントシートの詳しい解説は、「要保護児童対策地域協議会(市町村虐待防止ネットワーク)個別ケース検討会議のための在宅支援アセスメント指標マニュアル」(在宅アセスメント研究会(代表加藤曜子)、2012年2月)を参照のこと。

表9-1

在宅支援アセスメント		ケース番号	担当者所属氏名	記入日：平成 年 月 日(初回・ 回目)	会議資料・所内資料
2013年度版		家族構成 実父・養(継)父・内縁男性・実母・養(継)母・内縁女性・祖父・祖母・伯父・叔父・伯母・叔母・きょうだい(異父・異母)			
該当に○	虐待の種類	1 虐待の程度 : 該当レベルに○、あてはまる項目を○で囲んでください			
	身体的	レベル	身体的虐待の例		ネグレクト・養育問題の例
	ネグレクト	生命	頭部外傷のおそれ 乳児を投げる 踏みつける 窒息の危険 その他の生命に関わる危害行為	病気なのに受診させない 明らかな衰弱 脱水 親子心中を考える 子どもの自殺企図	
	心理的	重度	骨折 打撲 やけど 顔面のひどい外傷 腹を蹴る 被害児が乳児	乳幼児の夜間放置 乳児の昼間放置 長期外出禁止 ライフライン停止 食事が満足にできない	
	性的	中度	半年以内に2回以上のあざや傷(新旧の傷) 顔面のあざ ける	生活環境不良で改善なし 放置 厳し過ぎる叱責・脅し 登校禁止 保護者の自殺企図・自傷 たびたびのDV	
要支援・特定妊婦	軽度	傷が残らない程度の暴力 単発の小さくわずかなケガ	健康問題が起きない程度のネグレクト 軽いDV 過度あるいは偏ったしつけ 無視 兄弟間で差別		
子の年齢	危険	虐待はないが、発生する可能性が高い		ネグレクトの型	栄養・情緒・身体ケア・安全(監督)・教育・医学
*0-2歳	家族構成 きょうだい虐待(有 無 不明)		エコマップ(家族とつながる支援状況)		日付 傷の位置
*3-5歳					
6歳以上					
<p>*は保護との関連の高い項目です</p> <p>はい や やい 疑い 不明</p> <p>以下、該当項目と思われるものすべてを○で囲んで下さい。 項目にないものは記入してください。 「養育者」は、家族の中で誰かが該当すれば○。</p>					
把握	2 虐待の継続*				繰り返し・常習・子を何日も放置する
	3 関係機関からの情報				児相・医療・保健・警察・学校・幼稚園・保育所・福祉事務所・民生児童委員・近隣住民・施設・その他
非変動	4 虐待歴				入院施設歴
	5 性的虐待*				疑い・性病・妊娠
子ども	6 保護者の被虐待歴				被虐待歴・愛されなかった思い・厳しいしつけを受けてきた
	7 身体の状態*				低身長・体重増加不良・発育不全・(発達・身体)障害・持病・皮膚疾患
	8 精神の状態*				笑わない・表情が乏しい・視線が合いにくい・言葉の遅れ・睡眠リズム・抜毛・自傷
	9 日常的世話の欠如				ひどいオムツかぶれ・身体衣類の汚れ・臭異・非衛生・不潔・季節に合わない衣服
	10 問題行動(気になる行動)				激しい癇癪・落ち着きなし・多動・注意惹き行動・攻撃的・過食・過食異食・性的行動・噛む・万引き・火遊び・夜間徘徊・家出
	11 意志・気持ち*				家に帰りがたらない・親の前で萎縮・親が来ても無表情・親の口止めに応じる
	12 家族問題				夫婦不和・夫婦間暴力・別居・家出・未婚・離婚・内縁・家族構成の変化
	13 経済問題				借金多い・生活苦・失業・転職・計画性欠如
	14 生活環境				劣悪な居住環境・安全確保への配慮なし・事故防止不足
	15 子を守る人なし*				日常的に子を危険から守る人がいない・危険な時子の逃げ場がない
養育者	16 精神的状态				鬱的精神症状・通院ができていない・服薬ができていない・疑いはあるが通院歴なし
	17 性格的問題				衝動的・未熟・攻撃的・偏り・共感力欠如・人との関わり嫌い・被害的・その場逃れ・嘘が多い
	18 アルコール・薬物*				アルコールの匂い・視線がうつろ・会話しにくい・疑い・依存症
養育状況・態度	19 家事・育児能力*				送迎ができない・障害のため能力低下
	20 子への感情・態度				子ども嫌い・出産の後悔・可愛がったり突き放したり・疎ましい・子をけなす・ほめない・子どもに対する虐待事実の口止め、飛び込み出産
	21 虐待自覚なし*				問題意識なし・体罰容認・驕主張・虐待の隠蔽・虐待者をかばう
	21-1 ネグレクト				ケア状況の怠慢・長時間の放置・食事や医療を与えない・夜間放置
	21-2 養育意欲				意欲なし・改善意欲なし
	22 養育知識				若年親・知識不足・不適切・期待過剰
	23 社会的サポート*				孤立的・親族の対立・親族過干渉・保育なし・転居
サポート	24 協力態度なし				機関介入拒否・接触困難
	25 援助効果なし				調整改善が期待できない
現在の子ども、家族や保護者の様子など(要旨)		子ども・保護者・家族の方(プラス面)	担当機関	当面の役割分担(何を、いつまでに)	
当面の課題(改善すべき問題点と優先度)		子ども・保護者の意見			
個別ケース検討会議開催 ①しばらく様子を見る ②必要 1週間以内 2か月以内 ()					
開催時期	新規招集機関	緊急時	連絡先	対応機関と方法	